

整骨院、接骨院の高すぎる家賃に お困りではないですか！？

「景気が良かった時期に契約を結んだため、その後に入居した近隣の家賃と比べて高すぎる…。」「大震災の影響で周りの家賃は下がっているようだ…。」「でも、大家とどう交渉したらよいかわからない…。」

このようなお悩みを抱えていらっしゃる方は少なくありません。高すぎる家賃の値下げを求めることは、法律で認められた権利です。もっとも、値下げ交渉には法的手続や賃料のメカニズムに対する正しい理解が必要です。

当法律事務所所属の伊藤定幸弁護士は、弁護士兼不動産鑑定士の立場から、まずは賃料減額の可能性についての調査を実施します。次に、その調査結果（妥当な賃料額）を相談者に還元するとともに実際にどのように交渉を進めていくのか、場合によっては調停、訴訟も視野に入れるべきなのかを適切にアドバイスさせていただいた上で貸主と冷静に交渉を行います。

現行の地代・家賃にご不満な方は、お気軽に当事務所かジャパン柔道整復師会までお問い合わせ下さい。



弁護士・不動産鑑定士
伊藤定幸

弁護士法人植松法律事務所（株健生 顧問弁護士事務所）
〒980-0812
仙台市青葉区片平1丁目-2-24 第1 SAC ビル5階
TEL 022-223-3722 FAX 022-346-8648
HP <http://www.s-lawyers.jp>

弁護士費用

●着手金 **ゼロ**

ただし、賃料減額が可能かどうかの判断のため不動産鑑定士による査定料として31,500円及び物件所在地までの距離に応じた交通費を頂戴いたします（宮城県内は無料）。

●報酬金

賃料減額分の4年分の31.5%（当法律事務所の基準）

⇒**ジャパン柔道整復師会**会員特別割引**26.7%**